



栃木県公報

令和3(2021)年
3月31日(水)
号 外
第 21 号

目 次

規 則

- 栃木県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部改正..... 1
- 栃木県農業協同組合検査規則の一部改正..... 2
- 栃木県財務規則の一部改正..... 2

内水面漁場管理委員会

- 栃木県内水面漁場管理委員会意見の聴取の手續に関する規程の一部改正..... 5
- 押印を求める手續の見直しのための関係規程の一部改正..... 9

規 則

栃木県規則第十一号

栃木県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月三十一日

栃木県知事 福田 富一

栃木県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

栃木県林業・木材産業改善資金貸付規則(平成十五年栃木県規則第七十五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1・2 略</p> <p>(償還期間等の特例)</p> <p>3 東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。)により著しい被害を受けた者であつて、その主要な事業用資産について東日本大震災により浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたこと又はその生産物(その加工品を含む。)に係る売上げが東日本大震災により平年の売上げに比して相当程度減少したことの証明を市町村長その他知事が適当と認める機関から受けたものに貸し付ける貸付金(東日本大震災の後令和四年三月三十一日までに貸し付けるものに限る。)についての第三条の規定の適用については、同条第一項中「十年」とあるのは「十三年」と、同項第二号中「十二年」とあるのは「十五年」と、同項第三号中「十五年」とあるのは「十八年」と、同項第六号から第九号までの規定中「十二年」とあるのは「十五年」と、同条第二項中「三年」とあるの</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1・2 略</p> <p>(償還期間等の特例)</p> <p>3 東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。)により著しい被害を受けた者であつて、その主要な事業用資産について東日本大震災により浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたこと又はその生産物(その加工品を含む。)に係る売上げが東日本大震災により平年の売上げに比して相当程度減少したことの証明を市町村長その他知事が適当と認める機関から受けたものに貸し付ける貸付金(東日本大震災の後令和三年三月三十一日までに貸し付けるものに限る。)についての第三条の規定の適用については、同条第一項中「十年」とあるのは「十三年」と、同項第二号中「十二年」とあるのは「十五年」と、同項第三号中「十五年」とあるのは「十八年」と、同項第六号から第九号までの規定中「十二年」とあるのは「十五年」と、同条第二項中「三年」とあるの</p>

は「六年」と、「第五号、第六号」とあるのは「及び第五号に掲げる資金に係る貸付金の据置期間は五年以内、同項第六号」と、「五年」とあるのは「八年」とする。

4 略

は「六年」と、「第五号、第六号」とあるのは「及び第五号に掲げる資金に係る貸付金の据置期間は五年以内、同項第六号」と、「五年」とあるのは「八年」とする。

4 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(林業木材産業課)

栃木県規則第十二号

栃木県農業協同組合検査規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月三十一日

栃木県知事 福田 富一

栃木県農業協同組合検査規則の一部を改正する規則

栃木県農業協同組合検査規則(昭和四十六年栃木県規則第四十九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(検査の場所及び方法)</p> <p>第三条 検査は、組合等の事務所、事業場、倉庫その他組合等の業務に関係のある場所において実地に検査する方法により行うものとする。ただし、必要があるときは、これらの場所以外において帳簿その他の資料(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))を含む。)について検査する方法により行うことができる。</p>	<p>(検査の場所)</p> <p>第三条 検査は、組合等の事務所、事業場、倉庫その他組合等の業務に関係のある場所において <u>行うものとする。ただし、</u> <u>必要があるときは、これらの場所以外においても</u> <u>行うことができる。</u></p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(経済流通課)

栃木県規則第十三号

栃木県財務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月三十一日

栃木県知事 福田 富一

栃木県財務規則の一部を改正する規則

栃木県財務規則(平成七年栃木県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(出納員又は現金取扱員の収納)</p> <p>第四十六条 出納員又は現金取扱員は、納入義務者から現金(現金に代えて納付される証券を含む。以下この条において同じ。)の納付を受けたとき</p>	<p>(出納員又は現金取扱員の収納)</p> <p>第四十六条 出納員又は現金取扱員は、納入義務者から現金(現金に代えて納付される証券を含む。以下この条において同じ。)の納付を受けたとき</p>

は、これを収納し、領収証書を納入義務者に交付しなければならない。ただし、会計局長が別に定める歳入については、領収証書の交付を省略することができる。

2・3 略

4 出納員又は現金取扱員は、現金を収納したときは、領収済報告書により課長又は公所の長に収納済の通知をしなければならない。ただし、第一項ただし書の規定により領収証書の交付を省略したとき又は前項の規定により領収証書に代え金銭登録機による記録紙、利用券、入場券等を交付したときは、収納金計算書により通知するものとする。

5 略

(支出負担行為の整理)

第七十五条 課長又は公所の長は、次の各号に掲げる経費について支出負担行為を行ったときは、当該各号に掲げる時期に支出負担行為決議書により当該支出負担行為を整理するものとする。

- 一 委託料 契約を締結したとき(単価契約に係るものにあつては、請求があつたとき)。

二〜六 略

2 略

(保管金の種別)

第四百四条 保管金は、次の区分により整理しなければならない。

一・二 略

三 共済組合掛金

四〜十二 略

別表第2 (第3条関係)

1 略

2 公所の長への特定委任事項

公所の長名	委任事項
略	
図書館長	略
略	
衛生福祉大 学校長 県南高等看	1 略 2 図書、レコード、映画フィルムその他の資料の寄贈の受入れ

は、これを収納し、領収証書を納入義務者に交付しなければならない。

2・3 略

4 出納員又は現金取扱員は、現金を収納したときは、領収済報告書により課長又は公所の長に収納済の通知をしなければならない。ただし、

前項の規定により領収証書に代え金銭登録機による記録紙、利用券、入場券等を交付したときは、収納金計算書により通知するものとする。

5 略

(支出負担行為の整理)

第七十五条 課長又は公所の長は、次の各号に掲げる経費について支出負担行為を行ったときは、当該各号に掲げる時期に支出負担行為決議書により当該支出負担行為を整理するものとする。

- 一 委託料 契約を締結したとき

二〜六 略

2 略

(保管金の種別)

第四百四条 保管金は、次の区分により整理しなければならない。

一・二 略

三〜十一 略

別表第2 (第3条関係)

1 略

2 公所の長への特定委任事項

公所の長名	委任事項
略	
図書館長	略
県立学校の 長	1 図書の寄贈の受入れの決定
略	
衛生福祉大 学校長 県南高等看	1 略

護専門学院 長 県央産業技 術専門校長 農業大学校 長 県立学校の 長	の決定
--	-----

護専門学院 長 県央産業技 術専門校長 農業大学校 長 県立学校の 長	
--	--

別表第3 (第4条関係)

- 1 略
- 2 特定決裁事項及び特定専決事項

区分	知事決 裁事項	副知事 専決事 項	部長専決 事 項	課長専決事項
財政課	1 略			
く ら し 安 全 安 心 課	1 この規則に基づく次の事務 (1) 栃木県交 通安全基金 に係る寄附 の受入れの 決定			
略				
健 康 増 進 課	1 _____ _____ 特定疾患治療研究事業実施 要領（昭和52年4月1日付け保予第587 号衛生環境部長通知）に基づく次の事務 (1) 略			
感 染 症 対 策 課	1 感染症の予防及び感染症の患者に対す る医療に関する法律（平成10年法律第 114号）に基づく次の事務 (1) 措置に伴 う委託料に 係る予算の 執行			
略				

別表第3 (第4条関係)

- 1 略
- 2 特定決裁事項及び特定専決事項

区分	知事決 裁事項	副知事 専決事 項	部長専決 事 項	課長専決事項
財政課	1 略			
略				
健 康 増 進 課	1 感染症の予防及び感染症の患者に対す る医療に関する法律（平成10年法律第 114号）及び特定疾患治療研究事業実施 要領（昭和52年4月1日付け保予第587 号衛生環境部長通知）に基づく次の事務 (1) 略			
略				

業務課	1 略				業務課	1 略			
労働政策課	1 この規則に基づく次の事務			(1) とちぎ未来人材応援基金に係る寄附の受入れの決定					
略					略				
会計局会計管理課	1～3 略				会計局会計管理課	1～3 略			
教育委員会事務局文化財課	1 この規則に基づく次の事務			(1) 栃木県日光杉並木街道保護基金に係る寄附の受入れの決定					
3～5 略					3～5 略				

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

(会計局会計管理課)

内水面漁場管理委員会

栃木県内水面漁場管理委員会告示第一号

栃木県内水面漁場管理委員会意見の聴取の手續に関する規程（平成七年栃木県内水面漁場管理委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

令和三年三月三十一日

栃木県内水面漁場管理委員会会長 吉 沢 崇

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 栃木県内水面漁場管理委員会(以下「委員会」という。)が行う漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。)第六十九条第一項、第八十六条第一項(免許後に条件を付ける場合に限る。)、第八十九条第一項、第九十二条第一項及び第二項並びに第九十三条第一項(これらの規定(法第六十九条第一項の規定を除く。)を法第八十八条第四項(同条第五項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)、第六百六十九条第二項並びに第七百七十七条第十四項において準用する同条第六項の規定による処分に係る意見の聴取の手續については、法及び漁業法施行令(昭和三十五年政令第三十号。以下「令」という。)に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。</p> <p>(開催の決定)</p> <p>第二条 委員会において、意見の聴取(法第六十九条第一項の規定による処分に係る意見の聴取を除く。次条から第十二条までにおいて同じ。)を行おうとするときは、あらかじめその決議をしなければならない。</p> <p>(期日及び案件の公示)</p> <p>第四条 委員会は、意見の聴取を行おうとするときは、意見の聴取を行うべき期日の二週間前までに、令第九条第一項において準用する行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条第一項第一号から第三号までに掲げる事項を公示する。</p> <p>2 略</p> <p>(意見の聴取の期日の変更)</p> <p>第五条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 委員会は、前項の規定により意見の聴取の期日を変更したときは、速やかに、その旨を当事者及び参加人(意見の聴取の期日を変更した時までに令第九条第一項において準用する行政手続法第十七条第一項の求めを受諾し、又は同項の許可を受けている者に限る。)に通知しなければならない。</p> <p>(参加人の参加許可の手續)</p> <p>第七条 令第九条第一項において準用する行政手続法第十七条第一項の規定による許可の申請は、意見の聴取の期日の十日前までに、申請者の氏名及び住所並びに当該意見の聴取に係る処分につき利</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 栃木県内水面漁場管理委員会(以下「委員会」という。)が行う漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。)第十条、第三十四条第四項、第三十七条第一項、第三十八条第一項並びに第三十九条第一項、第二項及び第十三項(第三十六条第三項において準用する場合を含む。)、第三十八条第三項並びに第二百八十条第二項</p> <p>の規定</p> <p>による処分に係る意見の聴取の手續については、法及び漁業法施行令(昭和三十五年政令第三十号。以下「令」という。)に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。</p> <p>(開催の決定)</p> <p>第二条 委員会において、意見の聴取(法第十条の規定による処分に係る意見の聴取を除く。次条から第十三条までにおいて同じ。)を行おうとするときは、あらかじめその決議をしなければならない。</p> <p>(期日及び案件の公示)</p> <p>第四条 委員会は、意見の聴取を行おうとするときは、意見の聴取を行うべき期日の二週間前までに、令第一条の二において準用する行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条第一項第一号から第三号までに掲げる事項を公示する。</p> <p>2 略</p> <p>(意見の聴取の期日の変更)</p> <p>第五条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 委員会は、前項の規定により意見の聴取の期日を変更したときは、速やかに、その旨を当事者及び参加人(意見の聴取の期日を変更した時までに令第一条の二において準用する行政手続法第十七条第一項の求めを受諾し、又は同項の許可を受けている者に限る。)に通知しなければならない。</p> <p>(参加人の参加許可の手續)</p> <p>第七条 令第一条の二において準用する行政手続法第十七条第一項の規定による許可の申請は、意見の聴取の期日の十日前までに、申請者の氏名及び住所並びに当該意見の聴取に係る処分につき利</p>

害関係を有することを疎明する資料を提出してするものとする。

害関係を有することを疎明する資料を提出してするものとする。

(文書等の閲覧の手続)

第八条 法第三十四条第七項(第三十六条第三項、第三十七条第四項、第三十八条第五項、第三十九条第四項及び第十四項並びに第二百二十八条第三項において準用する場合を含む。)の規定による閲覧の請求は、請求者の氏名及び住所並びに閲覧をしようとする資料の標目を記載した書面を提出してするものとする。ただし、意見の聴取の期日における審理の進行に応じて当該閲覧の請求が必要となった場合には、口頭ですることができるものとする。

2 委員会は、当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人(以下この条、第十一条第三項及び第十二条第二項において「当事者等」という。)に対し閲覧を認めるときは、その場で閲覧させる場合を除き、閲覧の日時及び場所を当該当事者等に通知するものとする。この場合において、委員会は、意見の聴取を行うべき期日までに当事者等に十分な弁明の準備をさせるため必要な期間を与えるよう配慮するものとする。

3 委員会は、当事者等から意見の聴取の期日における審理の進行に応じて必要となった資料の閲覧の請求があつた場合において、当該審理において当該資料を閲覧させることができないときは、閲覧の日時及び場所を指定し、当該当事者等に通知しなければならない。ただし、法第三十四条第七項後段(第三十六条第三項、第三十七条第四項、第三十八条第五項、第三十九条第四項及び第十四項並びに第二百二十八条第三項において準用する場合を含む。)の規定によりその閲覧を拒んだ場合は、この限りでない。

(補佐人の出頭許可の手続)

第八条 令第九条第一項において準用する行政手続法第二十条第三項の規定による許可の申請は、意見の聴取の期日の十日前までに、補佐人の氏名及び住所、補佐人と当事者又は参加人との関係並びに補佐人が補佐する事項を記載した書面を提出してするものとする。

2 略

(補佐人の出頭許可の手続)

第九条 令第一条の二において準用する行政手続法第二十条第三項の規定による許可の申請は、意見の聴取の期日の十日前までに、補佐人の氏名及び住所、補佐人と当事者又は参加人との関係並びに補佐人が補佐する事項を記載した書面を提出してするものとする。

2 略

(陳述書の記載事項)

第九条 令第九条第一項において準用する行政手続法第二十一条第一項に規定する陳述書には、提出する者の氏名及び住所、意見の聴取の件名並びに陳述書に係る事案についての意見を記載するもの

(弁明書の記載事項)

第十条 令第一条の二において準用する行政手続法第二十一条第一項に規定する弁明書には、提出する者の氏名及び住所、意見の聴取の件名並びに弁明書に係る事案についての意見を記載するもの

とする。

(意見の聴取の調書及び報告書の記載事項)

第十条 令第九条第一項において準用する行政手続法第二十四条第一項に規定する調書には、次に掲げる事項(意見の聴取の期日における審理が行われなかった場合においては、第三号に掲げる事項を除く。)を記載するものとする。

一 四 略

五 当事者等の弁明(提出された陳述書における弁明を含む。)の要旨

六・七 略

2 略

3 令第九条第一項において準用する行政手続法第二十四条第三項に規定する報告書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 処分の原因となる事実に対する当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人の主張

二・三 略

(意見の聴取の調書及び報告書の閲覧の手続)

第十一条 令第九条第一項において準用する行政手続法第二十四条第四項の規定による閲覧の請求は、当事者又は参加人の氏名及び住所並びに閲覧をしようとする意見の聴取の調書又は報告書の件名を記載した書面を委員会に提出してするものとする。

2 委員会は、意見の聴取の調書又は報告書の閲覧を認めるときは、その場で閲覧させる場合を除き、閲覧の日時及び場所を当該当事者又は参加人に通知するものとする。

(意見の聴取の再開)

第十二条 委員会は、意見の聴取の終結後に生じた事情に鑑み必要があると認めるときは、意見の聴取を再開することができる。令第九条第一項において準用する行政手続法第二十二条第二項本文及び第三項の規定は、この場合について準用する。

(令の準用)

第十三条 令第九条第一項において準用する行政手続法第十五条(第二項第二号を除く。)、第十六条、第二十一条、第二十三条及び第二十四条第一項から第三項までの規定は、法第六十九条第一項の規定による処分に係る意見の聴取に準用する。この場合において、行政手続法第二十一条第一項中「当事者又は参加人」とあるのは「当事者」と、同法第二十三条第一項中「陳述書若しくは証

とする。

(意見の聴取の調書及び報告書の記載事項)

第十一条 令第一条の二において準用する行政手続法第二十四条第一項に規定する調書には、次に掲げる事項(意見の聴取の期日における審理が行われなかった場合においては、第三号に掲げる事項を除く。)を記載するものとする。

一 四 略

五 当事者等の弁明(提出された弁明書における弁明を含む。)の要旨

六・七 略

2 略

3 令第一条の二において準用する行政手続法第二十四条第三項に規定する報告書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 処分の原因となる事実に対する当事者等の主張

二・三 略

(意見の聴取の調書及び報告書の閲覧の手続)

第十二条 令第一条の二において準用する行政手続法第二十四条第四項の規定による閲覧の請求は、請求者の氏名及び住所並びに閲覧をしようとする意見の聴取の調書又は報告書の件名を記載した書面を委員会に提出してするものとする。

2 委員会は、意見の聴取の調書又は報告書の閲覧を認めるときは、その場で閲覧させる場合を除き、閲覧の日時及び場所を当該当事者等に通知するものとする。

(意見の聴取の再開)

第十三条 委員会は、意見の聴取の終結後に生じた事情にかんがみ必要があると認めるときは、意見の聴取を再開することができる。令第一条の二において準用する行政手続法第二十二条第二項本文及び第三項の規定は、この場合について準用する。

(令の準用)

第十四条 令第一条の二において準用する行政手続法第十五条(第二項第二号を除く。)、第十六条、第二十一条、第二十三条及び第二十四条第一項から第三項までの規定は、法第十条の規定による処分に係る意見の聴取に準用する。この場合において、行政手続法第二十一条第一項中「当事者又は参加人」とあるのは「当事者」と、同法第二十三条第一項中「陳述書若しくは証

拠書類等を提出しない場合、又は参加人の全部若しくは一部が聴聞の期日に出頭しない場合には」とあるのは「陳述書若しくは証拠を提出しない場合には」と、同法第二十四条第一項中「当事者及び参加人」とあるのは「当事者」と読み替えるものとする。

(準用)

第十四条 第二条から第六条まで、第八条から第十条まで及び第十二条の規定は、法第六十九条第一項の規定による処分に係る意見の聴取に準用する。

拠書類等を提出しない場合、又は参加人の全部若しくは一部が聴聞の期日に出頭しない場合には」とあるのは「弁明書若しくは証拠を提出しない場合には」と、同法第二十四条第一項中「当事者及び参加人」とあるのは「当事者」と読み替えるものとする。

(準用)

第十五条 第二条から第六条まで、第九条から第十一条まで及び第十三条の規定は、法第十条の規定による処分に係る意見の聴取に準用する。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

栃木県内水面漁場管理委員会告示第二号

押印を求める手続の見直しのための関係規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和三年三月三十一日

栃木県内水面漁場管理委員会会長 古 沢 崇

押印を求める手続の見直しのための関係規程の一部を改正する告示

次に掲げる規程の規定中「**四**」を削る。

- 一 栃木県情報公開条例施行規程（平成十二年栃木県内水面漁場管理委員会告示第一号）別記様式第十三号
- 二 栃木県個人情報保護条例施行規程（平成十三年栃木県内水面漁場管理委員会告示第二号）別記様式第二十六号

附 則

この規程は、公布の日から施行する。